

## 経営改革の推進

### 1 平成16年度末時点におけるこれまでの経営改革の取り組み状況

#### (1) 民間への事業譲渡の実績

平成16年度末までに、民間へ事業譲渡した実績はない。

#### (2) 民間的経営手法の導入実績

各分野で民間委託の可能性を検討し、以下の業務について平成16年度末までに民間委託を実施した。

##### 浄水関係業務

(ア) 浄水施設等維持管理業務(巡回点検業務・機器維持補修業務)

市内の浄水場を巡回し点検及び機器の維持補修業務を行う

(イ) 水質検査業務

平成16年4月から施行された新水質基準等に対応するため、機器の整備上対応できない水質項目の検査については、外部委託で実施した。

##### 検針業務

平成4年度から平成6年度まで段階的に委託した。平成16年度末現在の委託率は68.2%である。

##### その他

漏水箇所修繕

事前漏水箇所調査

宅地内を除く部分の漏水箇所調査

減圧弁の調整

消火栓修繕

#### (3) 収益増加への取組み実績

##### 料金の見直し

平成13年4月1日に実施(平均改定率:21.3%)

##### 委託化の推進

上記1-(2)のとおり

人件費の抑制(職員数・給与等の削減・手当の見直し等)

停水処分の徹底

#### (4) 組織・体制の見直し実績

平成15年4月1日、公共下水道事業に地方公営企業法を全部適用し、水道事業との組織統合を図った。

## 2 平成17年度～平成21年度までの5年間の経営改革の取り組み目標、目標の具体的な内容、取り組み時期

### (1) 民間への事業譲渡の検討目標時期

事業譲渡については、事業体の技術力の伝承 譲渡先の技術力を誰がどのように評価するのか 将来とも安定的な事業運営が可能かなど検討課題が多くある。組織体制、施設の更新など長期的な経営計画を考慮のうえ対応する必要がある。また、水道事業として、安全優先も考慮しなければならず、事業譲渡は考えていない。

### (2) 民間への事業譲渡の実施目標時期

上記(1)のとおり、事業譲渡は考えていない。

### (3) 民間的経営手法の導入について

この間、民間的経営手法の導入については、主に民間でできる事務・事業を委託化した。現時点で委託化の検討をおえ、実施に向け着手している事業は以下のとおりである。

検針・開閉栓業務(平成19年度から全部委託)

平成19年4月1日から検針業務については、全部委託を予定

また、同時に開閉栓業務についても全部委託を行う予定。

箕面浄水場施設運転操作監視業務委託

平成18年度から業務の1/2委託に向け準備をすすめている。

・委託形態...4班編成(2班...職員4名 2班...委託業者4名)

引き続き、他の業務について、民間で実施が可能であり、かつ直営と委託とのコストを比較しながら民間委託できる業務がないかを検討する。

### (4) 収益増加への取り組みについて

料金の見直し

本市では、平成13年4月1日に料金改定(平均改定率:21.3%)を行った。その後、平成16年度において、本市の附属機関である「箕面市水道事業及び公共下水道

事業運営審議会」に対し、箕面市水道事業及び公共下水道事業の今後の経営のあり方を諮問した。その審議会において、料金問題の審議がなされ、中間のまとめがされた。料金改定に係る内容は、以下のとおりである。

## 箕面市水道事業及び公共下水道事業の今後の経営のあり方「中間まとめ」抜粋

中期財政見通しによれば、収益的収支は、平成18年度から単年度赤字となり、平成20年度から累積赤字が生じ、平成22年度には累積赤字が233,393千円となる。また、資本的収支においては、平成20年度から資金不足が生じることになり、厳しい経営環境が続くであろうことは想像に難くない。収益的収支悪化の主な要因として、収入の根幹である料金収入の減少等に伴い収入全体が減少傾向にある一方、支出では鉛製給水管敷設替え、遠方監視制御装置保守委託など、収益に直結することのない経費が増加している。しかしながら、これらの経費は、水道事業の公共的側面である安全で健康的な生活を守るという使命を恒久的に果たしていくためには不可避である。今後、厳しい経営環境が予想されるが、累積赤字に転じるのは平成20年度であり、また、現時点で判断するに、平成19年度までは資金不足が生じるおそれはないと考えられる。

したがって、中期財政見通しにおける経営状況を総合的に勘案した結果、本審議会では、当面は現行料金を維持することが妥当であると判断するに至ったものである。ただし、先にも述べたように、資金不足により事業の実施に影響を及ぼす状況に至った時点で改定を行うことは、時機を逸していると言わざるを得ない。よって、経営実態の点検と料金改定の必要性について、引き続き審議を進める予定である。

以上の「中間まとめ」にもとづき、当面は現行料金を維持していく。

しかしながら、今後の社会状況の変化又は収益が著しく悪化したときには、料金見直しの検討が必要となる。

### 委託化の推進

上記(3)のとおり

人件費の抑制(職員数・給与等の削減)

再任用制度を活用し、引き続き人員の抑制を図る。

### 停水処分の徹底

料金滞納者に対する処分は、利用者負担の公平を図る観点から、引き続き徴収率の向上を図る。

## (5) 組織、体制の見直し

簡素・効率的な組織体制の構築をめざし引き続き検討を進める。

**定員管理・給与の適正化****1 定員管理の適正化****(1)平成11年4月1日～平成16年4月1日までの定員管理適正化実績****過去5年間の純減数**

過去5年間の職員数は以下のとおりである。

| 年度     | 職員数 | 年度間減員数 | 減員数合計 |
|--------|-----|--------|-------|
| 平成11年度 | 76人 | ±0     | ±0    |
| 平成12年度 | 72人 | 4      | 4     |
| 平成13年度 | 69人 | 3      | 7     |
| 平成14年度 | 68人 | 1      | 8     |
| 平成15年度 | 67人 | 1      | 9     |

(管理者は除く)

平成11年4月1日と平成16年4月1日現在の職員数を比較すると、9人の減となった。

**過去5年間の削減率(平成11年4月1日時点の総定員に対する削減率)**

削減率は11.8%である。

$$(9人 / 76人 \times 100 = 11.84)$$

**(2)平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の適正化目標、目標の具体的な内容****適正化目標の基本的考え方**

職員数については、上記のとおり減員し続けている。その要因は、退職者の不補充、委託化の推進等による。今後も、人件費抑制の観点から減員を図る必要はあるが、退職不補充のため職員の業務負担が増し、また技術の伝承も懸念される。従って、適正な公務を遂行していくために必要な職員数の確保と公・民の役割の範囲について検討する。また、今後退職者の増加が見込まれており、再任用者が担う業務内容の検討を加え、適正な業務執行を図る。

**適正化目標の設定の仕方**

今後の退職者予定数、再任用者数、年金支給年齢の引き上げに伴う再任用者の雇用期間の延長及び委託業務の拡大などの要因を総合考慮し、目標設定していく。

**今後5年間の純減数**

平成21年度までの間、箕面浄水場施設運転操作監視業務委託、検針業務の全部委託及び開閉栓業務の委託による減員が見込まれる。

**採用者数**

定年退職者は、本人が引き続き雇用を望む場合、再任用制度により継続雇用される。また、退職者補充については、市長部局全体の職員との兼ね合いで補充数が決まるものであり、採用者数は未確定である。

**2 給与の適正化**

**(1)これまでの給与の適正化実績**

**高齢層職員昇級停止**

市部局と同様

**退職手当の支給率の見直し**

市部局と同様

**諸手当の総点検の実施**

平成15年4月1日 特殊勤務手当の見直し(廃止、手当の額の減額、支給対象範囲の縮小)

| 区分      | 種類           | 支給を受ける者  | 支給額                      |
|---------|--------------|--|--------------------------|
| 廃止      | 水道事業手当       | 水道事業に従事した職員  | 日額 150円                  |
|         | 検針手当         | 検針業務に従事した職員  | 日額 450円                  |
|         | 水道施設建設管理業務手当 | 工事現場等での指揮監督、漏水調査等の業務に従事した職員  | 日額 150円                  |
| 金額の引き下げ | 作業手当         | 1 現場における断水作業又は路上における配水管等の現場復旧作業に従事した職員<br>2 じんあい処理作業、ふん尿処理作業又はしゅんせつ処理に従事した職員 | 日額600円 480円              |
|         | 宿日直業務手当      | 宿日直業務に従事した職員   | 勤務1回につき<br>7,600円 6,000円 |

|               |        |                          |        |
|---------------|--------|--------------------------|--------|
| 支給対象範囲<br>の縮小 | 徴収業務手当 | 納入督促による実地徴収業務に従<br>事した職員 | 日額150円 |
|---------------|--------|--------------------------|--------|

**給与水準の見直し**

市長部局と同様

**給料表の適正化**

市長部局と同様

**(2) 今後の給与の適正化目標、目標の具体的な内容**

**高齢層職員昇級停止**

市長部局と同様

**退職手当の支給率の見直し**

市長部局と同様

**諸手当の総点検の実施**

社会情勢をみて適宜点検

**給与水準の見直し**

市長部局と同様

**給料表の適正化**

市長部局と同様

**3 定員管理、給与の適正化の公表状況**

**(1) 平成17年度の公表実績**

**インターネットHPへの掲載の有無**

なし

**その他の媒体による公表**

なし

**国の公表様式への準拠**

していない

**比較可能なように団体平均や民間、国の対応するデータを添えて公表**

していない

**(2) 今後の公表の具体的な内容**

**インターネットHPへの掲載の有無**

箕面市として統一的な対応を検討

## その他の媒体による公表

箕面市として統一的な対応を検討

## 国の公表様式への準拠

予定なし

## 比較可能なように団体平均や民間、国の対応するデータを添えて公表

箕面市として統一的な対応を検討

## 経費削減等の財政効果(経営改革の推進、定員管理・給与の適正化)

### 1 平成16年度末時点におけるこれまでの実績

#### (1) 収入関係

##### 未収金の徴収対策

徴収対策の実施

##### 料金の見直し

平成13年4月1日に料金改定を実施

##### 未利用財産の売り払い等

遊休地の売却の検討を行ったが、売却はしていない。

#### (2) 支出関係

##### 人件費削減(職員削減)

職員減による人件費削減

##### 人件費削減(給与削減)

市長部局と同様

##### 組織の統廃合

平成15年4月1日から公共下水道事業に公営企業法を全部適用し、水道事業との組織統合を図った。

##### 民間的経営手法の導入による事務事業費削減

検針業務等の委託化

### 2 平成17年度～平成21年度までの5年間の経費削減等の目標

#### (1) 収入関係

##### 未収金の徴収対策

徴収手法の専門性を高める。

##### 料金の見直し

当面は引き続き経費削減に努め、料金の見直しは行わない。ただし、今後の社

会状況の変化や収支の悪化が著しいときには、料金見直しが必要となる。

## 未利用財産の売り払い等

長期有休保有地の一部について、平成18年度地下埋設物の調査を実施予定。

調査の結果をみて、売却が可能となれば売却していく。平成21年度まで、順次同様の方法で進めていく。

## その他

有料広告について検討

## (2) 支出関係

### 人件費削減(職員削減)

H18年度 箕面浄水場施設運転操作監視業務一部委託

H19年度 検針業務の全部委託・開閉栓業務の委託

による人件費削減

### 人件費削減(給与削減)

市長部局と同様

### 組織の統廃合

予定なし

### 民間的経営手法の導入による事務事業費削減

H18年度 箕面浄水場施設運転操作監視業務一部委託

H19年度 検針業務の全部委託・開閉栓業務の委託

による事務事業費削減